

令和8年度 秋田県外国人介護人材誘致促進事業費補助金 事業計画募集について

1 事業の目的

秋田県では、県内で介護サービス事業所を運営する者が、海外現地での送り出し機関等との関係構築や採用活動等に取り組むことで、外国人介護人材を採用し、介護サービスの提供体制を維持・確保することを目的として、そのための経費の一部を助成します。

2 事業概要

- (1) 対象事業者 秋田県内で介護サービス事業所を運営する者（介護保険法上の介護事業者）
※外国人介護職員を受け入れる（予定を含む）介護サービス事業所が対象
- (2) 補助率 10/10
- (3) 補助上限額 500千円/1事業者当たり
（千円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額）
※消費税及び地方消費税額を除く
- (4) 補助件数 5事業者程度
- (5) 補助対象事業
 - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
 - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し国の学校、送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。
 - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
更なる外国人介護人材の確保を促進するため、次のような取組を行う。
 - ①海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集
 - ②日本の介護に関するPR、介護施設の情報提供などの広報活動
 - ③宣材ツールの作成

3 事業スケジュールについて

(別紙) のとおり

4 事業計画募集等について

令和8年度の補助対象事業者を決定するため、次により事業計画を募集します。

(1) 提出期限

令和8年6月30日（火）締切り

(2) 提出書類

- ①令和8年度秋田県外国人介護人材誘致促進事業「事業計画書」
- ②渡航経費については、旅行会社からの見積書等の経費の積算が分かるもの
- ③宣材ツールの作成を行う場合は業者からの見積書 など

(3) 提出方法

4 (2) に記載の書類1部をメールで送付してください。

(4) 提出先

〒010-8570

秋田市山王四丁目1-1

秋田県 健康福祉部 長寿社会課 介護保険・人材対策チーム

(電話) 018-860-1364

(E-mail) Chouju@pref.akita.lg.jp

(5) 質問について

事業に関する質問については、質問票をメール又はFAXで送付してください。

(E-mail) Chouju@pref.akita.lg.jp (Fax) 018-860-3867

5 留意事項など

(1) 予算額を超える計画書の提出があった場合は、次の①及び②などを考慮し、補助対象事業者を決定します。

①提出された事業計画内容（スケジュールや費用対効果など）の妥当性

②「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」の認証の有無

(2) 本補助事業は、令和9年2月末までに完了（※）する必要があります。

※事業の実施のほか、経費の支払い等も含みます。

(3) 県からの補助金の支払いは、実績報告書の提出、内容の審査・確認を経て補助金額の確定後、請求書の提出を受けてから事業者の指定口座へ入金します。

(別紙)

【事業スケジュール (予定)】

1 事業計画書等の提出	事業者 → 県	令和8年6月30日締切り ※計画書の提出状況によっては、 期限前でも締め切る場合があります。
2 採否の決定に係る通知書 発出	県 → 事業者	事業計画書提出締切り後 1週間以内
3 補助金等交付申請書の提出	事業者 → 県	3の通知後、概ね1か月以内
4 補助金等交付決定通知書 発出	県 → 事業者	交付申請書受理後2週間以内
5 事業の実施	事業者	※計画に基づき事業を実施
6 実績報告書の提出	事業者 → 県	事業完了後、1か月以内又は令和9 年2月28日までのいずれか早い日 まで
7 実績報告審査・ 補助金額の確定	県	実績報告書等の審査等を実施
8 補助金請求書の提出	事業者 → 県	補助金額の確定後、速やかに提出
9 補助金支払い	県 → 事業者	原則、請求書提出後、15日以内に 支払い
■ 証拠書類の保管	事業者	補助事業等に係る証拠書類等は5 年間保管。(補助金交付要綱第6 条(7)関係)